

集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第3（略）</p> <p>第4 対策の実施</p> <p>1 加入契約等</p> <p>第3の1の事業に加入しようとする米穀の生産者は、次のいずれかの方法により加入するものとする。</p> <p>ア 自らが認定方針作成者である生産者においては、農林水産省 農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、機構と加入契約を行う（以下「直接加入」という。）。</p> <p>イ 認定方針に参加している生産者においては、農産局長が別に定めるところにより、自らが参加する認定方針作成者と第3の1の事業への加入手続及び同事業における貸付申請等の手続に係る委託契約（以下「生産者加入契約」という。）を締結し、当該認定方針作成者が、アに準じて、機構と加入契約を行う（以下「団体加入」という。）。ただし、自らが認定方針作成者である生産者であっても、他の認定方針作成者と生産者加入契約を締結し、団体加入を行うことができるものとする。</p> <p>2 生産者抛税金</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業加入者から、農産局長が別に定めるところにより算出された生産者抛税金を納付させるものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 豊作による過剰米数量の算出等</p> <p>機構に直接加入又は団体加入をした認定方針作成者（以下「契</p>	<p>第1～第3（略）</p> <p>第4 対策の実施</p> <p>1 加入契約等</p> <p>第3の1の事業に加入しようとする米穀の生産者は、次のいずれかの方法により加入するものとする。</p> <p>ア 自らが認定方針作成者である生産者においては、農林水産省 政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定めるところにより、機構と加入契約を行う（以下「直接加入」という。）。</p> <p>イ 認定方針に参加している生産者においては、政策統括官が別に定めるところにより、自らが参加する認定方針作成者と第3の1の事業への加入手続及び同事業における貸付申請等の手続に係る委託契約（以下「生産者加入契約」という。）を締結し、当該認定方針作成者が、アに準じて、機構と加入契約を行う（以下「団体加入」という。）。ただし、自らが認定方針作成者である生産者であっても、他の認定方針作成者と生産者加入契約を締結し、団体加入を行うことができるものとする。</p> <p>2 生産者抛税金</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業加入者から、政策統括官が別に定めるところにより算出された生産者抛税金を納付させるものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 豊作による過剰米数量の算出等</p> <p>機構に直接加入又は団体加入をした認定方針作成者（以下「契</p>

約方針作成者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たす場合、**農産局長**が別に定めるところにより、事業加入者ごとに豊作による過剰米数量を算出する。なお、団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者ごとの豊作による過剰米数量を契約生産者に対して通知するものとする。

ア・イ (略)

4 過剰米短期融資事業

- (1) 本事業の対象となる米穀 (以下「貸付対象米穀」という。)は、次に掲げるア又はイの要件を満たし、かつ、ウからオまでの要件を全て満たす米穀とする。
- ア 3の豊作による過剰米数量の範囲内で、**農産局長**が別に定める期間に、区分保管しているもの (以下「出来秋区分出荷米穀」という。)であること。
- イ 事業加入者が生産した米穀のうち、アの出来秋区分出荷米穀の数量を控除した範囲内で、**農産局長**が別に定める期間に、区分保管しているもの (以下「追加区分出荷米穀」という。)であること。

ウ (略)

エ 農産物検査法 (昭和 26 年法律第 144 号) 第 3 条に規定する品位等検査を受けているもの (ただし、共同乾燥調製施設等において貯蔵されているものについては、**農産局長**が別に定めるところにより、契約方針作成者による自主確認を受けているもの)のうち**農産局長**が別に定めるものであること。

オ **農産局長**が別に定める米穀に該当しないものであること。

- (2) 貸付対象米穀について、無利子資金の貸付けを受けようとする契約方針作成者は、**農産局長**が別に定めるところにより、貸付申請を行うものとする。

- (3) 機構は、(2)の貸付申請のあった米穀のうち追加区分出荷米

約方針作成者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たす場合、**政策統括官**が別に定めるところにより、事業加入者ごとに豊作による過剰米数量を算出する。なお、団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者ごとの豊作による過剰米数量を契約生産者に対して通知するものとする。

ア・イ (略)

4 過剰米短期融資事業

- (1) 本事業の対象となる米穀 (以下「貸付対象米穀」という。)は、次に掲げるア又はイの要件を満たし、かつ、ウからオまでの要件を全て満たす米穀とする。
- ア 3の豊作による過剰米数量の範囲内で、**政策統括官**が別に定める期間に、区分保管しているもの (以下「出来秋区分出荷米穀」という。)であること。
- イ 事業加入者が生産した米穀のうち、アの出来秋区分出荷米穀の数量を控除した範囲内で、**政策統括官**が別に定める期間に、区分保管しているもの (以下「追加区分出荷米穀」という。)であること。

ウ (略)

エ 農産物検査法 (昭和 26 年法律第 144 号) 第 3 条に規定する品位等検査を受けているもの (ただし、共同乾燥調製施設等において貯蔵されているものについては、**政策統括官**が別に定めるところにより、契約方針作成者による自主確認を受けているもの)のうち**政策統括官**が別に定めるものであること。

オ **政策統括官**が別に定める米穀に該当しないものであること。

- (2) 貸付対象米穀について、無利子資金の貸付けを受けようとする契約方針作成者は、**政策統括官**が別に定めるところにより、貸付申請を行うものとする。

- (3) 機構は、(2)の貸付申請のあった米穀のうち追加区分出荷米

穀に係るものについて、契約方針作成者が貸付申請した数量（以下「貸付申請数量」という。）を合算した数量が、農産局長が別に定める上限数量を超えるときは、農産局長が別に定めるところにより、貸付申請数量を削減するものとする。この場合において、機構は契約方針作成者に対して、事業加入者ごとに削減した貸付申請数量を速やかに通知するものとする。

(4) 機構は、契約方針作成者から無利子資金の貸付申請があった場合、農産局長が別に定めるところにより、過剰米対策資金から当該契約方針作成者に対して無利子資金を貸し付けるものとする。

(5) 契約方針作成者は、機構から貸し付けられた無利子資金（以下「貸付金」という。）を農産局長が別に定めるところにより、機構に対し、償還するものとする。

(6) 契約方針作成者から機構への償還は、機構に対し、金銭によるもののほか、農産局長が別に定めるところにより、貸付対象米穀の引渡しによること（以下「現物弁済」という。）もできるものとする。

5 過剰米短期融資円滑化事業

(1) ・ (2) (略)

(3) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約方針作成者は、過剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、農産局長が別に定めるところにより、機構に対して、助成金の交付を申請するものとする。

(4) 機構は、契約方針作成者から助成金の交付申請を受けた場合、農産局長が別に定めるところにより、助成金の交付を決定するものとする。

(5) 契約方針作成者は、この事業の実績について、農産局長が別に定めるところにより、機構に報告するものとする。機構は、この報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(6) ・ (7) (略)

穀に係るものについて、契約方針作成者が貸付申請した数量（以下「貸付申請数量」という。）を合算した数量が、政策統括官が別に定める上限数量を超えるときは、政策統括官が別に定めるところにより、貸付申請数量を削減するものとする。この場合において、機構は契約方針作成者に対して、事業加入者ごとに削減した貸付申請数量を速やかに通知するものとする。

(4) 機構は、契約方針作成者から無利子資金の貸付申請があった場合、政策統括官が別に定めるところにより、過剰米対策資金から当該契約方針作成者に対して無利子資金を貸し付けるものとする。

(5) 契約方針作成者は、機構から貸し付けられた無利子資金（以下「貸付金」という。）を政策統括官が別に定めるところにより、機構に対し、償還するものとする。

(6) 契約方針作成者から機構への償還は、機構に対し、金銭によるもののほか、政策統括官が別に定めるところにより、貸付対象米穀の引渡しによること（以下「現物弁済」という。）もできるものとする。

5 過剰米短期融資円滑化事業

(1) ・ (2) (略)

(3) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約方針作成者は、過剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、政策統括官が別に定めるところにより、機構に対して、助成金の交付を申請するものとする。

(4) 機構は、契約方針作成者から助成金の交付申請を受けた場合、政策統括官が別に定めるところにより、助成金の交付を決定するものとする。

(5) 契約方針作成者は、この事業の実績について、政策統括官が別に定めるところにより、機構に報告するものとする。機構は、この報告を取りまとめ、政策統括官に報告するものとする。

(6) ・ (7) (略)

(8) 機構は、(6)の助成金の交付又は(7)の経費に充てるため、過剰米短期融資円滑化資金を取り崩して、この事業の円滑な実施を図ろうとすときは、農産局長が別に定めるところにより、資金の取崩しに係る申請を行い、農産局長の承認を受けるものとする。

(9) 機構は、(8)の資金の取崩しに係る実績について、農産局長が別に定めるところにより、農産局長に報告するものとする。

(10) 農産局長は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）に基づき、次に掲げる事項について、指導監督するとともに、必要な措置を講ずることとする。

ア・イ (略)

(ア) (略)

(イ) 資金の保有割合（本事業に要する費用に対する保有資金額等の割合）を算出し、その算出に用いた算式及び数値とともに農産局長に報告し、公表する。

(ウ) 基金等に関する基準3の(4)のアに定める使用見込みの低い基金等に該当する場合は、本要綱第6の2の(1)の国庫補助金に相当する額を上限に、資金を国に返還する等の資金の取扱いを検討し、当該検討結果を農産局長に報告し、公表する。

ただし、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要があるときは、農産局長と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。

ウ (略)

6 集荷奨励事業

(1)・(2) (略)

(3) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約出荷団体は、過

(8) 機構は、(6)の助成金の交付又は(7)の経費に充てるため、過剰米短期融資円滑化資金を取り崩して、この事業の円滑な実施を図ろうとすときは、政策統括官が別に定めるところにより、資金の取崩しに係る申請を行い、政策統括官の承認を受けるものとする。

(9) 機構は、(8)の資金の取崩しに係る実績について、政策統括官が別に定めるところにより、政策統括官に報告するものとする。

(10) 政策統括官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）に基づき、次に掲げる事項について、指導監督するとともに、必要な措置を講ずることとする。

ア・イ (略)

(ア) (略)

(イ) 資金の保有割合（本事業に要する費用に対する保有資金額等の割合）を算出し、その算出に用いた算式及び数値とともに政策統括官に報告し、公表する。

(ウ) 基金等に関する基準3の(4)のアに定める使用見込みの低い基金等に該当する場合は、本要綱第6の2の(1)の国庫補助金に相当する額を上限に、資金を国に返還する等の資金の取扱いを検討し、当該検討結果を政策統括官に報告し、公表する。

ただし、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要があるときは、政策統括官と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。

ウ (略)

6 集荷奨励事業

(1)・(2) (略)

(3) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約出荷団体は、過

剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、**農産局長**が別に定めるところにより、全国出荷団体に對して、助成金の交付を申請するものとする。

(4) 全国出荷団体は、契約出荷団体から助成金の交付申請を受けた場合、**農産局長**が別に定めるところにより、助成金の交付を決定するものとする。

(5) 契約出荷団体は、この事業の実績について、**農産局長**が別に定めるところにより、全国出荷団体に報告するものとする。全国出荷団体は、この報告を取りまとめ、**農産局長**に報告するものとする。

(6) (略)

第5 資金の管理等

1 (略)

2 資金の管理

(1) (略)

ア・イ (略)

ウ 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券その他**農産局長**が指定する有価証券の取得

エ・オ (略)

(2) (1)の管理により生じる果実の取扱いについては、**農産局長**が別に定めるところとする。

(3) ・ (4) (略)

3 (略)

第6 国の助成等

1 無利子資金の貸付け

(1) 国は、法第17条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、機構に對し、**農産局長**が別に定めるところにより、第3

剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、**政策統括官**が別に定めるところにより、全国出荷団体に對して、助成金の交付を申請するものとする。

(4) 全国出荷団体は、契約出荷団体から助成金の交付申請を受けた場合、**政策統括官**が別に定めるところにより、助成金の交付を決定するものとする。

(5) 契約出荷団体は、この事業の実績について、**政策統括官**が別に定めるところにより、全国出荷団体に報告するものとする。全国出荷団体は、この報告を取りまとめ、**政策統括官**に報告するものとする。

(6) (略)

第5 資金の管理等

1 (略)

2 資金の管理

(1) (略)

ア・イ (略)

ウ 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券その他**政策統括官**が指定する有価証券の取得

エ・オ (略)

(2) (1)の管理により生じる果実の取扱いについては、**政策統括官**が別に定めるところとする。

(3) ・ (4) (略)

3 (略)

第6 国の助成等

1 無利子資金の貸付け

(1) 国は、法第17条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、機構に對し、**政策統括官**が別に定めるところにより、第

の1の事業に要する資金の一部を無利子で貸し付ける（以下「政府貸付金」という。）ものとする。

(2) 機構は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第5条に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところにより、政府貸付金を償還するものとする。

2 (略)

第7 業務方法書

機構は、過剰米短期融資円滑化事業の実施に当たって、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を定め、農産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(1)～(3) (略)

第8 (略)

附 則

1 (略)

2 機構は、当分の間、農産局長の承認を受けて、第5の2の(1)に掲げる方法のほか、過剰米対策資金を預託により管理することができる。

3 機構は、令和3年度及び令和4年度においては、農産局長の承認を受けて、過剰米対策資金を第5の2の(4)に定める用途のほか、令和2年産米の売り急ぎ防止支援事業の実施に要する事務費及び管理費等に充てることができるものとする。

4 (略)

3の1の事業に要する資金の一部を無利子で貸し付ける（以下「政府貸付金」という。）ものとする。

(2) 機構は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第5条に定めるもののほか、政策統括官が別に定めるところにより、政府貸付金を償還するものとする。

2 (略)

第7 業務方法書

機構は、過剰米短期融資円滑化事業の実施に当たって、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を定め、政策統括官の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(1)～(3) (略)

第8 (略)

附 則

1 (略)

2 機構は、当分の間、生産局長の承認を受けて、第5の2の(1)に掲げる方法のほか、過剰米対策資金を預託により管理することができる。

3 機構は、平成26年度においては、生産局長の承認を受けて、過剰米対策資金を第5の2の(4)に定める用途のほか、平成25年産米を飼料用等に供する対策及び平成26年産米の売り急ぎ防止支援事業の実施に要する事務費及び管理費等に充てることができるものとする。

4 (略)

附 則
この要綱は、令和3年11月4日から施行する。

